

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

整理番号	25	事業概要*	会費 令和5年度 4月分	
使途項目	01_調査研究費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	・となみ経懇話会 政			
上記 事業に要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備 考	
	会費 メ月分	8,000	24,000円(4月~6月) × 1/3 = 8,000	
《合 計》*	8,000			

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

收受 令和5年5月9日
 決裁 令和5年5月16日
 処理 令和5年5月16日

939-1571

南砺市松原新1824-3

富山県議会
議員

安達 孝彦 様

となみ政経懇話会
事務局長 有沢 和雄
砺波市太郎丸2丁目129
北日本新聞社砺波支社内
電話(0763)-32-2012

拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。このたびは、となみ政経懇話会の会費を納入いただき誠にありがとうございました。今後とも、となみ政経懇話会にご支援、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

領 収 書

金 24,000 円

上記金額を領収しました

但し、令和5年4月～6月となみ政経懇話会会費として

令和5年4月28日

富山県議会

議員

安達 孝彦

殿

となみ政経懇話会



令和5年4月7日

富山県議会
議員

安達 孝彦 様

請求書

となみ政経懇話会

事務局長 有沢 和雄
 砺波市太郎丸2丁目129
 北日本新聞社砺波支社内
 電話(0763)32-2012



拝啓

各位には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃ご尽力賜り、ありがとうございます。
 つきましては、下記の通り会費をご請求申し上げます。なお、お支払いはお手数ながら口座振込で
 お願い致します。

敬具

摘要		金額
会 費	(自 令和5年4月 至 令和5年6月) 8,000円×3ヶ月	24,000円
	合 計	24,000円

振込先	富山県信用組合	北陸銀行	富山第一銀行	砺波信用金庫
支店名	砺波支店	砺波支店	砺波支店	砺波支店
口座種別	普通	普通	普通	普通
口座番号	0386698	5135000	213526	0000290
口座名	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会	となみ政経懇話会

令和5年5月末日までお振込をお願いいたします。
 なお、勝手ながら振込手数料は各自ご負担願います。

本書と行き違いにお支払いをいたいたいた節は、失礼をお詫び致します。

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

事務機器	26	新聞代	R5年 4月分
備考欄	07_資料購入費	01_調査研究費	02_研修費
新規購読費			
内空			
領収書の内容	金額	備考	
北日本新聞	3,380	4月分購読料	
しんぶん赤旗	3,497	4月分購読料	
聖教新聞・公明新聞	3,821	4月分購読料	
合計	10,698		

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領 収 証

2023年 4月分

02-610 (No. 1)

照会No. (8375)

安達 孝彦 様

領収名	部数	金額	(口座振替分)
*北日本新聞	1	3,380	合計金額
			3,380円
(8%対象 3,380 10%対象 0) *軽減税品目			毎度ご購読有難うございます 上記金額正に領収致しました

年 月 日 領収

北日本新聞
福野販売店お客様の個人情報は、当販売所に
おいて適切に管理いたします。南砺市松原新1689-1
TEL 22-2217

收受 令和5年5月9日
 決裁 令和5年5月16日
 処理 令和5年5月16日

日本共産党発行の
しんぶん赤旗

安達 孝彦 様

領 収 書

新聞・雑誌名 部数 金額 3,497 円

日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497

2023年 4月分

上記の金額を確かにいただきました。
ありがとうございました。

高岡市内免2丁目7番13号

日本共産党
呉西地区委員会
TEL 0766-23-3281

領収日 4/21 敬者

新聞購読料 領 収 証
安達 孝彦 様

ご購読ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

2023年4月分 領収日 月 日

領収金額 ￥3,821

品名	定価(税込)	部数	金額
聖教新聞※	1,934	1	1,934

その他購読料等 領 収 証

品名	定価(税込)	部数	金額
公明新聞※	1,887	1	1,887

※は軽減税率対象品目です。

(10%対象 0)
(8%対象 3,821)

販売店 山内 信人
住所 高岡市五福町7-16
TEL 0766-20-0420 FAX 0766-20-0422

お申込No. 16015-24199(509)



政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

登録番号	27	事業概要	家賃・電気料 R5年 4月分
用途項目	08_事務所費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費	
内訳			・事務所家賃 ・事務所電気代
備考			
経費の内容	金額(円)	備考	
事務所家賃	31,000	R5年 4月分	62,000円 × 0.5
電気代	6,638	R5年 2月分	13,277円 × 0.5
合計	37,638		

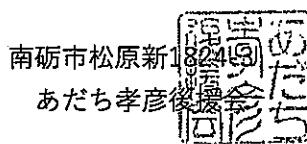
《領収書貼付枠》（原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

領 収 証

令和5年5月8日

安達 孝彦 様

金額 37,638 円

但し、 事務所家賃・電気代 4月分 として
上記正に領収いたしました

05-03-24 | I B 振替 | 4月分 *62,000 | [Redacted] | /

18 D05-04-27 | 21,307 | [Redacted] | /
19 * * |

收受 令和5年5月9日
 決裁 令和5年5月16日
 処理 令和5年5月16日

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下「甲」という) と賃借人 安達孝彦後援会 (以下「乙」という) とは、
物の賃貸借について次の通り契約を締結します。

(契約物件)

第1条 乙は、甲の所有する次に表示の物件を 安達孝彦後援会事務所に充てるため賃借する
ものとする。

物件の表示 所在地 富山県南砺市やかた105番地
物 件 鉄骨造、陸屋根、2階建
床面積 2階 A室 47.07m² (約14.2坪)

(賃貸借の期間)

第2条 賃貸借の期間は、令和元年10月1日から令和3年9月31日までの
3ヶ年とする。但し、この期間満了の2ヶ月前までに、甲乙いずれからも意義の申し
出がないときはこの期間は、さらに期間の延長ができるものとする。

(賃借料の額及び支払方法)

第3条 賃借料の月額は、金60,000円也

2) 賃借料は、毎月末日までに、翌月分を甲が指定する下記銀行口座に振り込み
支払う。但し、振込手数料は乙の負担とする。

[REDACTED] 口座番号 [REDACTED]

口座名義人 [REDACTED]

(賃借料の改定)

第4条 第2条に定める賃貸借の期間中において、経済事情の変動、公租公課の増額、使用目的
の変更・増改築・造作の付加変更等により、賃料が不相当になった場合は、甲乙協議の
上増減改定するものとする。

(敷 金)

第5条 乙はその債務の履行を担保する為、敷金として金120,000円也を本契約締結と
同時に甲に預け入れる。但し、敷金には利息を付さない。

2) 甲は契約期間満了又は、解約により本賃貸借が終了し、乙から本物件の完全な返還
を受けたときは1ヶ月以内に敷金を乙に返還しなければならない。但し、この場合
乙が賃料その他本契約に基き甲に対し金銭債務を有しているときは、甲は敷金より
これを差し引き残額を返還するものとする。

家賃 60.000) 前払
其益金 2.000)
共益費 500)
班費 500)

区賃 500) 3月末
班賃 500)

(禁止事項)

- 第6条 乙は、使用目的を変更したり、第3者に使用させ、転貸することを禁ずるものとする。
- 2) 乙は、甲の書面による承諾を受けなければ、本物件の改造・模様替え・その他の現状変更が出来ないものとする。尚、乙は甲の承諾を得て行った現状変更であっても、明渡しの際は自費をもって原状に復するものとする。
 - 3) 乙は、1ヶ月以上本物件を無人にする場合は、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 4) 乙は、本物件又はその敷地において、危険物の持ち込み、騒音、悪臭の放散等危険または、衛生上有害な行為、その他風紀を害し、或いは近隣の迷惑となるような行為をしてはならない。
 - 5) 乙は、本賃貸借契約が終了し本物件を返還する場合、立退き料・移転料・権利金その他これに類する一切の金銭的請求をしないことは勿論、本物件に自己の費用をもって付加した諸造作・設備等の買取りを甲に請求することは出来ない。

(反社会的勢力排除)

第7条 反社会的勢力排除について

- 1) 甲および乙は、相手方に対し自ら、または役員（業務執行する社員、取締役、執行役員、もしくはこれに準ずるもの）もしくは使用人が次の各号に掲げるいずれにも本契約時点において該当しないことを保証し、将来にわたって該当しないことを確約する。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員
 - ② 特殊知能暴力集団、暴力団関係企業・団体
 - ③ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ
 - ④ その他、これらに準ずるもの（以上を総称して、以下「反社会的勢力」という）
- 2) 甲および乙は、本契約締結時点および将来にわたって次に掲げるいずれにも該当するような状態ではないことを確約する。
 - ① 反社会的勢力によって経営を支配される状態
 - ② 反社会的勢力が実質的に経営に関与している状態
 - ③ 不當に反社会的勢力に対して資金等を提供し、便宜を図るなどの状態
- 3) 相手方に対し上記載の1,2項に該当する事実があった場合、その相手方は催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができ、該当者は解除による損害賠償の義務を負うものとする。

(契約の終了)

- 第8条 甲又は乙の都合により本契約を解約する場合、或は賃貸借期間満了により本契約を終了させる場合は、甲は解約日又は終了日の6ヶ月前、乙は明渡し日の3ヶ月前に相手方に對して、書面により通知しなければならない。
- 2) 乙が明渡しを通知した明渡し日までを賃貸期間とし、明渡し日以前に退去し解約した場合でも明渡し日迄の賃料相当額を甲に支払わなければならない。

- 3) 甲は、乙が次の事項の各号のいずれかに当るときは、通知、催告なしに本契約を解約することが出来る。
- ① 2ヶ月分以上賃料の支払いを怠った時。
 - ② 破産、刑事事件その他著しく信用を失墜したとき。
 - ③ 入居申し込みに虚偽の事実があることが判明したとき。
 - ④ 乙が反社会的団体（暴力団、過激な政治団体等）の構成員、それに準ずるものと認められたとき。
 - ⑤ その他本契約各条項のいずれかに違背したとき。
- 4) 乙は、本賃貸借契約が終了したときは、遅滞なく自費をもって、本物件を原状に復し、かつ、本物件内に在る乙の付属設備や物品を撤去し、本物件を甲に完全に明渡し返還しなければならない。
- 5) 乙は、本物件を甲に明渡し返還に際し、甲に本物件の現状を点検確認及び電気・電話・上下水道の使用量の領収書の提示しなければならない。尚、鍵・器具の交換は乙の費用負担とする。
- 6) 乙が第8条4項の義務を怠り、復旧工事を成さず、又は物品を残置したときは、甲において復旧工事をし、または乙が残置物品の所有権を放棄したものとみなし任意にこれを処分できるものとし、乙はこれに対して異議を申し立ることが出来ず、又一切金銭的請求をすることが出来ない。尚、この場合甲が復旧工事又は物品の処分に要した費用はすべて乙の負担とする。
- 7) 賃貸借契約期間内であっても、本物件が朽廃し、若しくは天災・地変火災等により滅失・毀損し、又は都市計画等により本物件が取去又は使用制限され、賃貸借契約の継続が困難となった時、又第6条3項の通知をしないで1ヶ月以上本物件を無人とした時は、本賃貸借は当然終了するものとする。

(賠償及び責任)

- 第9条 乙は、本物件が滅失・毀損したときは直ちに甲に通知するものとし、その滅失毀損が乙またはその家族・使用人の故意もしくは過失に起因する場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 2) 乙は、本賃貸借契約終了後本物件を完全に明渡し返還しないときは、此れを使用するにかかわらず、返還を完全にするまで、その当時の賃料の1.5倍額相当額の金員を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 3) 乙は、解約を通告後であっても、本物件の返還完了までは、敷金をもって賃料その他本契約に基づく債務の弁済に充当することが出来ない。
- 4) 甲は、盜難その他甲の責によらない事由による損害については、一切その責任及び負担を負わないものとする。

(負担金等)

- 第10条 甲は当該建物に対する公租公課を負担し、乙は共益費月額￥2,000円と電気・上下水道・町内会費・テレビ受信料・その他消耗費及び乙の故意、過失による修理費は乙の負担とする。

(修理及び大規模修繕)

- 第11条 乙は、貸室について修理を要する箇所または瑕疵を発見した場合、直ちに甲に通知しなければならない。
- 2) 甲は、本建物の主体構造または主体設備の維持保全に必要な修理費を負担し、乙は貸室内の消耗品の交換および乙の帰すべき事由により生じた修理費を負担する。

(守秘義務)

第12条 守秘義務及び機密情報の取り扱いについて

- 1) 甲および乙は、本契約の内容および本契約業務により知り得た相手方の機密情報（個人情報を含む）一切を第三者に開示、漏洩させてはならず、本契約終了後も同様とする。但し、裁判所又は行政官庁等の法的に強制力のある命令に基づく場合はこの限りではない。
- 2) 甲（甲が第三者に委託する場合はその者も含む）または乙は、相手方の情報を漏洩させたことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(強制執行)

第13条 甲および乙は、本契約に基づく金銭債務を履行しない時は、直ちに強制執行を受けても異議ないことを予め認諾する。

(紛争等)

第14条 この契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(附則)

第16条 専用駐車場（3台無料）等ビル横の駐車場

駐車場内における接触、盗難その他のトラブルについて甲は一切責任を負わないものとし、除雪及び管理は乙の責任にて行う。

- ④ 当ビル前の道路は福野町の顔指定になっているため、荷物の積み下ろし以外の駐車を禁じる。
- 2) 本契約において家賃、共益費、駐車料などに付加される消費税については、その全額を乙の負担とする。（税率が変更された場合には、負担額はこれに伴い変更される）

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名押印の上、各1通を所持します。

令和元年 10月 9日

住所

甲 (賃貸人)

氏名

乙 (賃借人)

住所 南砺市寺家新屋敷 426番地

氏名 安藤孝彦後援会

会長

テレビ受信料について

当、F C Cビルは、となみ衛星通信テレビ回線を使用の為、下記以外の放送局の受信については有料となります。

北日本、富山、チューリップ、北陸朝日、T S Tとなみ、5局とNHKテレビ、NHKEテレ、の放送は見られますがNHK系列（日本放送協会入会要請）やその他の有料番組（となみ衛星通信）については直接ご契約ください。

町内会費（年会費）

区費 ¥5,000.- 班費 ¥5,000.- 納期 3月下旬

使用料等について

上下水道使用料

上水道使用料

基本料金	基本水量	10 m ³ 迄	<u>¥1,566円</u>
超過料金	10 m ³ 超え	1 m ³ につき	¥156.6円

下水道使用料

基本料金	基本水量	10 m ³ 迄	<u>¥1,944円</u>
超過料金	11 m ³ ~20 m ³	1 m ³ につき	¥194.4円
	21 m ³ ~50 m ³	1 m ³ につき	¥205.2円
	50 m ³ を超える	1 m ³ につき	¥216円

でんき＆ケーブル まとめ割

毎月の請求金額から一律 330円(税込) 割引!

330円
×
12ヶ月=

3,960円の節約!

お申し込みは簡単! TSTホームページから →
<http://www.tst.ne.jp/>

クレジットカード決済サービスのお知らせ

ご利用料金のお支払いに
クレジットカードをご利用いただけます



クレジットカードでお支払いください

カンタン!

便利!

おトク!

まずはお電話で
お申し込みを!

毎月のお支払いを
ひとまとめにできる!

毎月ポイントが貯まる
のでとってもおトク!

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。右記のご請求金額をご指定の口座から振替させて頂きますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2023年4月27日(木)

（でんき＆ケーブルまとめ割をご利用のお客様へ）

2023年2月分の電気料金から、国の電気料金負担軽減策により、1 kWhあたり7.0円(税込)が値引きされています。（値引額は燃料費調整額に含まれています）

（ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマートをご利用のお客様へ）この度、お客様にご負担をお願いしている「電話リーサービス料」について、電話リーサービス支拂機関の算定による番号単価改定に伴い、2023年4月ご利用月から2024年1月ご利用月まで1回線あたり毎月1円ずつ合計1円に改訂いたします。詳細は弊社HPをご参照いただきますようお願い申し上げます。

料金別納
郵便

939-1576

富山県南砺市やかた105

FCCビル 2階

安達後援会

様

[REDACTED]

K-007074-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 南砺市八塙568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル: 0120-476-764)
(受付時間: 平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にありますハガキ裏面からていねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2023年 4月 17日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	21,307 円
お支払期日	[REDACTED]
金融機関名	[REDACTED]
支店名	[REDACTED]
口座種別・番号	[REDACTED] ***
口座名義人	アダチコウエンカイ
口座	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示しております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(光エコムバー)	2200	毎月払い	2023/04/01~2023/04/30
ネット利用料(光1GセットEC)	5830	毎月払い	2023/04/01~2023/04/30
電気料金(なんとエナジー)	10364	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
電気料金(なんとエナジー)	3243	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
ケーブルエナジーまとめ割	-330	毎月払い	2023/02/01~2023/02/28
		13,271円	

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

申請番号	28	摘要	コピー機リース代・コピーディー・電話料・CATV利用料								
取扱項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費	03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費	05_会議費	06_資料作成費	07_資料購入費	08_事務所費	09_事務費	10_人件費
		<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機リース代 ・コピーディー ・電話料 ・CATV利用料 									
内容											
記入用紙	経費の内容	金額(円)	備考	記入用紙	金額(円)	備考	記入用紙	金額(円)	備考		
記入用紙	コピー機リース代 4月分	/ 7,535	R5年4月分	/ 15,070 円 × 0.5	①	5	記入用紙	8,030 円 × 0.5	5/8. ②	4	
記入用紙	とみな衛星通信 4月分	/ 4,015	R5年4月分	/ 8,030 円 × 0.5	5/8. ②	4	記入用紙	16,769 円 × 0.5	③	4	
記入用紙	コピーディー 3月 利用分	/ 8,384	R5年4月請求分	/ 6,184 円 × 0.5	④	4	記入用紙	23,026		4	
記入用紙	小計	19,934					記入用紙			4	
記入用紙	電話料 3月 利用分	/ 3,092	R5年4月請求分	/ 6,184 円 × 0.5	④	4	記入用紙			4	
記入用紙	合計	23,026					記入用紙			4	

《領収書貼付枠》 (原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙提出)

領 収 証		令和5年5月8日
安達 孝彦 様		
金額 19,934 円		
但し、 コピー機リース料・CATV 4月分		
コピーディー 4月請求分		
上記正に領収いたしました		
南砺市松原新1824-2 あだち孝彦後援会		
*15,070 トヤマリース 16,769 DF.コニカミノルタNC		
17 05-05-01		
17 D05-04-27		
受取印		
'23.4.12		
(金融機関・CVS用)→お客様		

收受 令和5年5月9日
 決裁 令和5年5月16日
 処理 令和5年5月16日

リース料等一括ご請求書

1/1 頁

939-1571
富山県南砺市松原新1824-3

2019年12月2日 発行

安達孝彦後援会事務所 安達孝彦

富山リース株式会社
本社〒930-0042 富山市長町一丁目1番1号
TEL(076)494-9233 FAX(076)494-9732

御中

高岡支店

〒933-8606 高岡市上郷町1番1号
(富山銀行本店3階)
TEL(0766)25-6206 FAX(0766)25-6195

契約番号		お支払総額	723,360円
契約日	2019年11月27日	契約月数	48ヶ月
契約期間	2019年11月29日	～	2023年11月28日
支払日／支払方法	1回目は2019年11月29日に1回分現金にてお支払ください。 2回目以降は2019年12月から毎月の末日までに振込にてお支払ください。		
金融機関名	富山銀行 富山支店		
口座種類	普通	口座番号	0309210
口座名義人	トヤマリースカブリック		
物件名	エコノミック複合機 bizhub C258		

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳(リース料)				
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高	
			税込	税抜			
1	2019年11月29日	15,070	13,700	10%課税	1,370	708,290	643,900
2	2019年12月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	693,220	630,200
3	2020年1月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	678,150	616,500
4	2020年2月29日	15,070	13,700	10%課税	1,370	663,080	602,800
5	2020年3月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	648,010	589,100
6	2020年4月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	632,940	575,400
7	2020年5月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	617,870	561,700
8	2020年6月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	602,800	548,000
9	2020年7月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	587,730	534,300
10	2020年8月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	572,660	520,600
11	2020年9月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	557,590	506,900
12	2020年10月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	542,520	493,200
13	2020年11月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	527,450	479,500
14	2020年12月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	512,380	465,800
15	2021年1月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	497,310	452,100
16	2021年2月28日	15,070	13,700	10%課税	1,370	482,240	438,400
17	2021年3月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	467,170	424,700
18	2021年4月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	452,100	411,000
19	2021年5月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	437,030	397,300
20	2021年6月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	421,960	383,600
21	2021年7月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	406,890	369,900
22	2021年8月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	391,820	356,200
23	2021年9月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	376,750	342,500
24	2021年10月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	361,680	328,800
25	2021年11月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	346,610	315,100
26	2021年12月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	331,540	301,400
27	2022年1月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	316,470	287,700
28	2022年2月28日	15,070	13,700	10%課税	1,370	301,400	274,000
29	2022年3月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	286,330	260,300
30	2022年4月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	271,260	246,600
31	2022年5月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	256,190	232,900
32	2022年6月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	241,120	213,200
33	2022年7月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	226,050	205,500
34	2022年8月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	210,980	191,800
35	2022年9月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	195,910	178,100
36	2022年10月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	180,840	164,400
37	2022年11月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	165,770	150,700
38	2022年12月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	150,700	137,000
39	2023年1月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	135,630	123,300
40	2023年2月28日	15,070	13,700	10%課税	1,370	120,560	109,600
41	2023年3月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	105,490	95,900
42	2023年4月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	90,420	82,200
43	2023年5月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	75,350	68,500
44	2023年6月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	60,280	54,800
45	2023年7月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	45,210	41,100
46	2023年8月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	30,140	27,400
47	2023年9月30日	15,070	13,700	10%課税	1,370	15,070	13,700
48	2023年10月31日	15,070	13,700	10%課税	1,370	0	0

※お振込の際の手数料は貴社ご負担でお願いします。

--	--	--

リース契約書

2019年11月27日

(甲)賃借人 (住所) 富山県南砺市松原新1824番地3

(氏名)

安達考彦



連帯保証人 (住所)

(氏名)

実印

連帯保証人 (住所)

(氏名)

実印

富山市泉町一丁目1番7号

(乙)賃貸人

富山リース株式会社

代表取締役 橋本 広典



上記賃借人(以下甲といふ。)と賃貸人(以下乙といふ。)とは、次のとおり契約を締結します。
 この契約の成立を証するため、本契約書を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保持します。

第1条(リース契約の趣旨)

① 乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主(以下「売主」といふ。)から、甲が指定する別表(2)記載の物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下同じ。以下「物件」といふ。)を買入受けて甲にリース(貸貸し)し、甲はこれを借り受けます。

② この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

第2条(物件の引渡し)

- ① 物件は、売主から別表(3)記載の場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。
- ② 甲は、搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したとき、借受日を記載した物件借受証を乙に発行するものとし、これをもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。

- ③ 物件の規格、仕様、品質、性能、その他に瑕疵があったときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、発注との間でこれを解決した後、物件借受証を乙に発行するものとします。
- ④ 甲が物件の引渡しを不適に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても甲は異議がないものとします。この場合、発注から請求があったときは、甲は、その請求の当否について発注との間で解決します。

第3条 (物件の使用・保管)

- ① 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから、別表(3)記載の場所において物件を使用できます。この場合、甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、業務のために通常の用法に従って使用します。
- ② 甲は、物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行うものとし、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、修繕し修復を行い、その一切の費用を負担します。この場合、乙は、一切の責任を負いません。

第4条 (リース期間)

リース期間は別表(4)記載のとおりとし、物件借受証記載の借受日より起算します。

第5条 (リース料)

甲は、乙に対して別表(5)記載のリース料を同表記載の期日に同表記載の方法で支払います。

第6条 (前払リース料)

- ① 甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、乙に対して別表(6)記載のとおり前払リース料を現金で支払います。
- ② 前払リース料は、最終月から遅れて別表(6)記載の月数分のリース料並びにその消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)額に、その支払日が到来する都度、充当されるものとし、前払リース料には利息は付さないものとします。
- ③ 甲が第20条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- ④ 甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることができません。

第7条 (物件の所有権譲渡)

- ① 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識(以下「乙の所有権譲渡」という。)を物件に貼付することができるものとし、また、甲は乙から要求があったときは、物件に乙の所有権譲渡を貼付します。
- ② 甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権譲渡を維持します。

第8条 (物件の所有権侵害の禁止等)

- ① 甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差入れるなど、乙の所有権を侵害する行為をしません。
- ② 甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。
1. 物件を他の不動産または動産に付着させること。
 2. 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 3. 物件を第三者に転貸すること。
 4. 物件の占有を移転し、または別表(3)記載の場所から物件を移動すること。
 5. この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- ③ 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
- ④ 第2条において、乙の承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合しない旨の書面を、また、物件を不動産から離脱させるときに不動産に生ずる損害について、乙に対して何らの修繕または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。
- ⑤ 第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ明示して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

第9条 (物件の点検等)

乙または乙の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

第10条 (営業状況等の報告)

甲及び連帯保証人は、乙から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他の関係書類を乙に提出します。

第11条 (通知事項)

甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面で乙に通知します。

1. 名称または商号を変更したとき。
2. 住所を移転したとき。
3. 代表者を変更したとき。
4. 組織もしくは種類の変更、または事業の内容に重要な変更があったとき。
5. 第20条第1項第1号から第3号までに定める事由が一つでも生じ、または生ずるおそれのあるとき。

第12条 (費用負担等)

- ① 甲は、この契約の総額に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- ② 乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ③ 甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)、(6)及び(10)記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。
- ④ 甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。
- ⑤ 乙が前項記載の諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

第13条 (相殺の禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承認人に対する債権をもって相殺することはできません。

第14条 (物件の保険)

1. 乙は、リース期間中、物件に別表(7)記載の保険をつけます。
2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受取りに必要な一切の書類を迅速なく乙に提出します。
3. 前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。
 1. 物件が修理可能な場合には、乙は、甲が第3条第2項の規定に従って物件を修繕し修復した場合に限って、保険金相当額を甲に支払います。
 2. 物件が該失し、または毀損して修復不能の場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、物件に係る第17条第1項の債務の弁済を免れます。

第15条 (物件の瑕疵等)

- ① 天災地変、戦争その他の不可抗力、物件運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、発注の都合、その他乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の納入が遅延し、または不能になった場合でも、乙は、その責任を負いません。
- ② 物件の規格、仕様、品質、性能、数量もしくは物件に関するソフトウェア等に瑕疵(隠れた瑕疵を含む。)があった場合、または物件の選択、決定に際して甲に瑕疵があつた場合でも、乙は、その責任を負いません。
- ③ 前二項の場合、甲は、発注に対し直接請求を行い、発注との間で解決するものとし、乙は、乙が必要と認める範囲内において、甲の発注に対する権利行使に協力します。
- ④ 前項の権利行使のために、乙の発注に対する請求権の瑕疵を受ける必要が生じたときは、甲は、書面により乙に請求するものとし、乙がこれに同意したときは、乙は、当該請求権を甲に譲渡する手続きをとるものとします。ただし、この場合、隠れた請求権自体の存否及び発注の履行については、乙は、責任を負いません。
- ⑤ 甲は、前二項においても、リース料の支払その他のこの契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

第16条 (物件使用に起因する損害)

- ① 物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決します。また、甲及び乙の従業員が損害を受けたときも同様とします。
- ② 前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は、乙が支払った賠償額を乙に支払います。
- ③ 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、乙は、一切の責任を負いません。

第17条 (物件の破失、毀損)

- ① 物件の引渡しからその返還までに、盗難、火災、風水害、地震その他甲乙いずれの責任にもよらない事由により生じた物件の破失、毀損その他一切の危険は、すべて甲の負担とし、物件が修復不能となったときは、甲は、乙に対し書面でその旨を通知するとともに、第18条の規定損害金及び未支払消費税等額を直ちに乙に支払います。
- ② 前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

第18条 (規定損害金)

前条及び第20条の規定損害金は別表(8)記載のとおりとします。ただし、各時点中途の場合には、各年初と翌年初との均等月割計算とし、月に満たない日数についてはこれを

切捨てるものとします。

第19条 (乙の権利等)

- ① 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。
- ② 乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これについてあらかじめ承諾します。
- ③ 乙は、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立を受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、物件搬出費用、弁護士報酬等一切の費用を甲に請求できます。
- ④ 甲または連帯保証人は、この契約に関する乙の権利保全を必要とする相当の事由が生じたときは、甲は、乙の請求により直ちに、乙の承認する担保もしくは増担保を差し入れ、または保証人を立ててもらしくは追加します。

第20条 (期限の利益の喪失、契約の解除)

- ① 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知催告等を要しないで当然に、この契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、リース料の残額及び未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。
 1. 小切手または手形の不渡りを1回でも発生させたときその他の支払いを停止したとき。
 2. 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立てもしくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立てがあつたとき。
 3. 事業を廃止または解散をしたとき、もしくは官公署から業務停止等業者登録不能の処分を受けたとき。
 4. 住所変更届を怠るなどの甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の住所が不明となつたとき。
- ② 甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの催告を要しないで通知により、この契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、リース料の残額及び未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。
 1. リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠つたとき。
 2. 経営が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 3. 物件について必要な保存行為をしないとき。
 4. 以上に定めるほか、この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、これに応じないとき。
 5. 第24条第1項に反する事実が判明したとき、または第24条第2項各号の一つにでも違反したとき。
 6. 連帯保証人が前項各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を直ちに追加しなかつたとき。
- ③ 甲が前二項各号の一つにでも該当したとき（ただし、第1項第2号の事由のうち、民事再生手続及び会社更生手続開始の申立てを除く。）は、乙は、催告を要しないで甲に対する通知により、直ちにこの契約を解除することができます。
- ④ 乙は、前三項のいずれをも任意に選択することができます。
- ⑤ 第3項に基づき乙がこの契約を解除したときは、甲は、第23条に基づき物件を返還するとともに、損害賠償として、リース料の残額相当額及び未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は、乙の請求により、損害賠償として、第18条の規定損害金及び未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

第21条 (遅延損害金)

甲は、第5条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠つたとき、または乙が甲のために費用を立替払いたした場合の立替金の償還を怠つたときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替日の翌日からその完済に至るまで、別表（9）記載の割合による遅延損害金を乙に支払います。

第22条 (再リース)

- ① 甲は、第4条のリース期間の満了に際し、この契約を更新（再リース）するか、または終了させるかを選択することができます。甲がこの契約を終了させるときは、甲はリース期間満了の2ヶ月前までに書面で乙に契約終了の申し出を行うものとします。
- ② 甲より前項の契約終了の申し出がないときは、この契約は再リース料を別表（10）記載の金額とし、その他は第14条（物件の保険）を除き、この契約と同一条件で自動的に期間を1年間とする再リースに関する契約が成立するものとし、以後についても同様とします。

第23条 (物件の返還・清算)

- ① この契約がリース期間（再リース期間を含む。）の満了、契約解除その他の事由により終了したとき、甲は、物件の通常の消耗及び第3条第3項により乙が認めたものを除き、直ちに物件を原状に回復したうえ、乙の指定する場所に返還します。なお、物件にコンピューターデータ等の情報が記録されているときは、甲は、甲の責任において当該情報を消去して物件を乙に返還するものとし、乙は、当該情報の漏洩等に関し、一切の責任を負いません。
- ② 物件の返還が遅延した場合に、乙から請求があったときは、甲は、返還を完了するまで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- ③ 甲が物件の返還を遅延したときは、乙または乙の指定する者は、物件をその所在場所から引き揚げることができます。甲は、これを妨害したり拒んだりしません。
- ④ 第1項の物件の返却、運送等その返還及び清掃の消去、ならびに前項の物件の引き揚げに要する一切の費用は、甲の負担とします。
- ⑤ 第20条第5項により、物件が返還され、かつ、リース料の残額相当額及び未払消費税等額その他のこの契約に基づく金銭債務が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の費用及び乙が相当の基準に従って評価したリース期間満了時の見込み残存価額を差引いた金額を甲に返還します。

第24条 (反社会的勢力の排除)

- ① 甲及び連帯保証人は、この契約の締結日において、甲及び連帯保証人（これらの役員を含む。以下同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会通財榜羅または特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下反社会的勢力と総称する。）ではないことを表明し、かつ、リース期間中、反社会的勢力に属さないことを確約します。

甲及び連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。

1. 暴力的な要求行為。
2. 法的責任を超えた不当な要求行為。
3. 取引に関して、脅迫的な行動をし、または暴力団を用いる行為。
4. 風説を流布し、偽証を用いて威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。
5. 反社会的勢力に対する資金提供、または反社会的勢力との密接な交際。
6. その他前各号に準ずる行為。

第25条 (輸出の禁止等)

物件が外国為替及び外国貿易法（これに関する政省令を含む。）に定める許可・承認を要する貨物に該当するときは、甲は、経済産業省の許可・承認を受けることなく物件を日本国外へ輸出することを禁ずられています。また、物件を大量破壊兵器等の開発、製造、使用または隠匿のため用いることはできません。

第26条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

第27条 (連帯保証人)

- ① 連帯保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、甲がこの契約及び第22条の再リース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負います。
- ② 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は、乙の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権行使することができます。
- ③ 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。

第28条 (特約)

- ① 別表（11）記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。
- ② この契約と異なる合意は、別表（11）に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

第29条 (合意管轄)

甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、乙の本店または支店の住所地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第30条 (通知の効力)

第20条の通知。その他、この契約に関する書面が甲または連帯保証人に對して発した書面であつて、この契約書記載または第11条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延滞によって生じた損害または不利益を乙に對して主張することはできません。

第31条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認証条項を付した公正証書とします。

以上

別 表

(1) 物件の売主 (第 1 条)	1. 株式会社タキヨ・コーポレーション			
(2) 物件 (第 1 条)	1. コニカミノルタ複合機 bizhub C258 1 式			
(3) 物件の搬入・引渡・使用場所 (第 2 条) (第 3 条)	1. 安達幸彦後援会事務所 富山県南砺市やかた 105			
(4) リース期間 (第 4 条)	48 ヶ月 (ただし、物件借受証記載の借受日を始期とします。)			
(5) リース料およびその支払方法 (第 5 条)	1回当リース料 消費税等額	13,700 円 1,370 円	合 計	15,070 円
	支 払 日 お よ び 支 払 方 法	第1回目 檢査月に現金にてお支払い 第2回目以降 2019年 1月から毎回末日に口座振替にてお支払い		
(6) 前払リース料 (第 6 条)	前払リース料 消費税等額	円 円	合 計	円
	(最終月から遡って、 ケ月のリース料に充当します。)			
	支 払 日			
(7) 保険 (第 14 条)	動産総合保険 (ただし、風水災、地震、電気的機械的事故、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責条項に起因する損害については付保しません。) 被保険者 乙			
(8) 規定損害金 (第 18 条)	基本金額 前半透減額 後半透減額	660,000円 11,250円 16,250円	前半月数 後半月数	24ヶ月 24ヶ月
(9) 遅延損害金 (第 21 条)	年 14.6% 1年に満たない端数期間については 365日の日割計算とします			
(10) 再リース料 (第 22 条)	再リース料 消費税等額	16,440 円 1,644 円	合 計	18,084 円
(11) 特約 (第 28 条)	再リース料は年額リース料の1/10とします。			

物件借受証(控)

933-8606
高岡市守山町22番地
(富山銀行本店新館1階)

富山リース株式会社
高岡支店

担当 [REDACTED]

御中

借受日 2019年11月29日

(賃借人)

契約年月日	19年11月27日
契約番号	[REDACTED]
契約の名称	リース契約

住 所

富山県南砺市松原新1824番地3

会 社 名

代表者名

安達孝彦

貴社と当社との間で締結した上記契約に基づき、下記物件の検査の結果、上記契約に適合し、かつ瑕疵がないことを確認しましたので、上記借受日を以てその引渡しを受けました。

物 件 名	数 量	機 械 番 号
1. コニカミノルタ複合機 bizhub C258	1 式	
売主の商号	1. 株式会社タキギューポレーション	
物件の引渡場所	1. 安達孝彦後援会事務所 富山県南砺市やかた105	
その他の		

あだち孝彦後援会及び安達孝彦の事務所経費按分について

下記の事務所経費を後援会活動経費と安達孝彦の政務調査活動にかかる経費を最大2分の1に按分し、あだち孝彦後援会へ支払うものとする。

- ・事務所借上料
- ・光熱水費
- ・電話料金
- ・コピー経費
- ・インターネット接続料
- ・事務用品費
- ・人件費

令和元年10月1日

【あだち孝彦後援会事務所】

南砺市やか
あだち孝彦後援会
会長

【富山県議会議員】

南砺市松原新1824番地
安達 孝彦

でんき&ケーブル まとめ割

毎月の請求金額から一律 330円(税込)割引!

330円
×
12ヶ月

年間
3,960円

お申し込みは簡単! TSTホームページから
<http://www.tst.ne.jp/>

クレジットカード決済サービスのお知らせ

VISA

mastercard.

JCB

AMERICAN
EXPRESS

Diners Club
INTERNATIONAL

カンタン!

便利!

モト!

まずはお電話で
お申し込みを!

日々のお支払いを
ひとまとめにできる!

毎月ポイントが貯まる
のでとってもお得!

料金別納
郵便

939-1576

富山県南砺市やかた 105

FCCビル 2階

安達後援会

様

ク-007074-B-10

料金のご案内

親展

となみ衛星通信テレビ株式会社

〒939-1533 富山市八塚568-2
TEL.0763-22-7600 FAX.0763-22-7601
(フリーダイヤル:0120-476-764)
(受付時間:平日・土曜9:00~17:30)

ご案内は、内側にあります。ハガキ裏面からていねいにはがしてください。
(雨等により濡れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

ご請求書

ご案内

平素は弊社ケーブルテレビサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
右記のご請求金額をご指定の口座から振替させて頂きますので、下記振替日前日までに口座にご用意願います。

【口座振替日】 2023年4月27日(木)
<でんき&ケーブルまとめ割をご利用のお客様へ>

2023年2月分の電気料金から、国の電気料金負担軽減策により、1kWhあたり7.0円(税込)が値引きされています。(値引額は燃料費調整額に含まれています)

<ケーブルプラス電話・ケーブルひかり電話・ケーブルスマホをご利用のお客様へ>
この度、お客様にご負担をお願いしている「電話リーサービス料」について、
電話リーサービス支援機構の算定による番号単価改定に伴い、2023年4月
ご利用月から2024年1月ご利用月まで1回線あたり毎月1円ずつ合計10円に
改訂いたします。詳細は弊社HPをご参照いただきますようお願い申し上げます。

となみ衛星通信テレビ株式会社

(2023年 4月 17日 発行)

お客様番号	[REDACTED]
今回ご請求額(税込)	21,307 円
お支払口座	[REDACTED] 金融機関名: [REDACTED] 支店名: [REDACTED] 口座種別: [REDACTED] 番号: [REDACTED] *** 口座名義人: アタマチコウエンカイ

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を非表示しております。

品名	税込金額(円)	請求周期	請求期間
テレビ利用料(光HDD)	2200	毎月払い } 8,030 円	2023/04/01~2023/04/30
ネット利用料(光1GセットEC)	5830	毎月払い } 8,030 円	2023/04/01~2023/04/30
電気料金(なんとエナジー)	10364	毎月払い } 13,277 円	2023/02/01~2023/02/28
電気料金(なんとエナジー)	3243	毎月払い } 13,277 円	2023/02/01~2023/02/28
なんとエナジーまとめ割	3299	毎月払い } 13,277 円	2023/02/01~2023/02/28

お客様コードNo.

〒 939-1576

南砺市やかた 105

あだち孝彦後援会 御中

請求書(口座お引落のお知らせ)

23年3月31日現在 998-1 頁

コニカミノルタ株式会社

新潟市江南区龜田工業団地1-2-13

☎ 025(383)5000

長岡営業所/上越支店/柏崎支店/糸魚川営業所

富山支店 富山市布瀬町南2-8-4

☎ 076(493)3755

拝啓、毎度格別のお引立てを頂き、厚くお礼申し上げます。

下記の通りお引落金額のご案内を致しますので、お取扱口座をご確認の上、お引落日の前日迄にお引落金額をご準備下さいますようお願い致します。

お引落は収納代行会社が行いますので通帳等へのご案内は「コニカミノルタエヌシー」となります。

尚、このお引落金額の領收書は省略させて頂きますので、ご了承下さい。

※口座引落日: 2023年4月27日

敬具

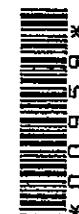
前回御請求額	御入金額	調整額	繰越額	今回御買上額	消費税額	今回御請求額
4,642	4,642	0	0	15,245	1,524	16,769

伝票日付	伝票No.	品名	数量	単位	単価	金額
23. 3.27	230327	【入金】				[4,642]
23. 3.31	726871	あだち孝彦後援会 様 コニカミノルタC258 コピー料金(ブラック) 前回 63,757枚/今回 69,201枚 控除 0枚/請求 5,444枚 (1枚~9,999,999枚迄) コピー料金(フルカラーーコピー) 前回 1,162枚/今回 1,167枚 控除 0枚/請求 5枚 (1枚~9,999,999枚迄) コピー料金(フルカラープリンタ) 前回 3,145枚/今回 3,249枚 控除 0枚/請求 104枚 (1枚~9,999,999枚迄) コピー料金(モノカラー2色) 前回 9枚/今回 9枚 控除 0枚/請求 0枚 消費税等(10%)	5,444		2.50	13,610
			5		15.00	75
			104		15.00	1,560
						1,524
						16,769]
						15,245
						1,524
						16,769

請求書(西日本ご利用分)

939-1576
南砺市やかた105FCCビル 2F
安達 孝彦 様

023042101004807142



Webでのお問い合わせ先



00971

NTTファイナンス

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

発行年月日 2023年4月7日発行
 発行会社 差出: NTTファイナンス(株)
 お問合せ先 東京都港区港南1-2-70
 【送付先】 0800-3335550 (無料)
 〒461 名古屋市東区東桜1-14-11
 -0005 DPスクエア東桜10F
 利用コード M30021311001 00971 00959 00 G
 SI 000000 10 23040101G

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。(1 / 2 ページ)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	ご請求金額 (TOTAL AMOUNT)	お支払期限 (DUE DATE)
お客様番号 (CUSTOMER NUMBER)			
0763-22-7122	2023年4月ご請求分	6,184円	2023年4月20日(木)

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】
*** NTTグループ各社ご請求金額 ***NTT西日本分ご請求額
(合計)

6,184円

6,184円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

(2 / 2 ページ)

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	0763-22-7122	請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY(YEN)	内訳金額(円) AMOUNT(YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	[本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。]	税区分 TAX
◆0763-22-7122				
◇NTT西日本ご利用分				
6,184	3,030	回線使用料(基本料)(住宅用)	2月21日～3月20日	合算
	500	ボイスサーブ使用料	2月21日～3月20日	合算
	267	ボイスサーブ使用料(日割)		合算
	300	1・ナンバー(2番号)使用料	2月21日～3月20日	合算
	600	ナンバー・ディスプレイ使用料	2月21日～3月20日	合算
	105	TNS通話料	2月21日～3月20日	合算
	(85)	(内訳)イチリツ1適用分	次回(来月分)の割引計算期間は、3月21日～4月20日です。	
	< 85 >	(内訳)イチリツ1適用通話料	イチリツ1をご利用にならなかった場合、88円となります。	
	(20)	(内訳)通常通話料適用分		
	816	携帯電話等へのTNS通話料	2月21日～3月20日	合算
	4	ユニバーサルサービス料他	2番号分のご請求となります。	合算
	562	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇合計	6,184	合計		

ユニバーサルサービス料他には、2023年4月利用料分から2024年1月利用料分まで、ユニバーサルサービス料に加え、電話リレーサービス料として1番号あたり1.1円(税込)が含まれています。

電話リレーサービス料については一般社団法人電気通信事業者協会のホームページをご確認下さい。

https://www.tca.or.jp/telephonrelay_service_support/ga/

＊＊＊ユニバーサルサービス料について＊＊＊

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためご負担いただく料金です。なお、一般社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの実費(番号単価)が公表されています。

M30021311001 00971 00959 00 G

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

整理番号	29	支拂額摘要	名刺印刷費
用途項目	09_事務費	01_調査研究費	02_研修費
		03_広聴広報費	04_要請陳情等活動費
		05_会議費	06_資料作成費
		07_資料購入費	08_事務所費
		09_事務費	10_人件費
内容	・名刺印刷費		
経費の内訳	金額(円)	備考	
名刺	/ 15,400	1,000枚	/ 38,500 円 / × 0.4
合計	/ 15,400		

《領収書貼付枠》（原則、領収書を繳し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。）

05-04-28 | I B 振替 | *38,500 | ユーフランニングオフィス

安
達
孝
彦

富山県議会議員
自民党富山県連青年局長

富山県議会議員
安達 孝彦
Adachi Takahiko

あだち孝彦事務所
〒939-1576 南砺市やかた 105
TEL.0763-22-7122 FAX.0763-22-7123
E-mail.

〒930
8501 富山市新緑曲輪一丁目七号
電話 (076) 444-13405

收受 令和5年5月9日
決裁 令和5年5月16日
処理 令和5年5月16日

納品書 兼 請求書

安達 孝彦 様

平素は格別のご高配に賜り、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求申し上げます。

合計金額 ￥ 38,500 (消費税込)

請求番号

発行日 2023年3月27日
お支払期日 2023年4月30日

(有)プランニングオフィスグローブ

〒932-0231
富山県南砺市山見1661-1
TEL.0763-82-7333
FAX.0763-82-7355



品目	数量	単位	単価	金額
名刺 表：カラー 裏：モノクロ	1000	枚		￥35,000

備考 恐れ入りますがお振込手数料は御社でご負担いただけますようお願い申し上げます。

小計	￥35,000
消費税	￥3,500
合計金額	￥38,500

振込口座

口座名義：(有) プランニングオフィスグローブ
北陸銀行 井波支店 (普) No. 4140161
富山第一銀行 井波支店 (普) No. 105152
富山県信用組合 庄川井波支店 (普) No. 2016397
となみ野農協 井波中央支店 (普) No. 6005704

○ワード

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

安達 孝彦

管理番号	30	支費摘要	賃金 R5年 4月分	
用途項目	10_人件費	01_調査研究費 02_研修費 03_広聴広報費 04_要請陳情等活動費 05_会議費 06_資料作成費 07_資料購入費 08_事務所費 09_事務費 10_人件費		
内容	人件費			
記載 確認 提出 回数 回数 回数 回数	経費の内容	金額(円)	備考	
	人件費 4月分	27,750	R5年 4月分	55,500 円 × 0.5
合計	27,750			
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を微し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)				

收受 令和5年5月9日
 決裁 令和5年5月16日
 処理 令和5年5月16日

出 勤 簿

令和5年4月

日	曜日	就業時間	実働時間			就業時間	実働時間
1	土	9:00 ~ 12:00	3	16	日	~	
2	日	~		17	月	13:30 ~ 17:00	3.5
3	月	13:30 ~ 17:00	3.5	18	火	~	
4	火	13:30 ~ 17:00	3.5	19	水	13:30 ~ 17:00	3.5
5	水	13:30 ~ 17:00	3.5	20	木	13:30 ~ 17:00	3.5
6	木	13:30 ~ 17:00	3.5	21	金	~	
7	金	~		22	土	~	
8	土	~		23	日	~	
9	日	~		24	月	13:30 ~ 17:00	3.5
10	月	~		25	火	13:30 ~ 17:00	3.5
11	火	13:30 ~ 17:00	3.5	26	水	~	
12	水	13:30 ~ 17:00	3.5	27	木	13:30 ~ 17:00	3.5
13	木	13:30 ~ 17:00	3.5	28	金	13:30 ~ 17:00	3.5
14	金	13:30 ~ 17:00	3.5	29	土	~	
15	土	~		30	日	~	
		小計	31			小計	24.5
						合計	55.5

時給	出勤時間	
1,000	×	55.5
(円)		=
		55,500
		(時間)
		(円)

領収証

自由民主党 富山県会議員
安達 孝彦様

55,500 円

令和5年4月30日

上記金額正に領収いたしました

雇用契約書

あだち孝彦後援会 代表 安達孝彦(以下「甲」とする)と、[REDACTED](以下「乙」とする)は、以下の条件に基づき雇用契約を締結する

- 1 雇用期間 令和4年11月14日～令和5年11月30日
- 2 勤務場所 あだち孝彦後援会事務所(南砺市やかた105)
- 3 業務内容
 - (1) 政務調査に関すること
 - (2) 後援会に関すること
 - (3) その他
- 4 賃金 時給1,000円(通勤費込)
- 5 賃金支払 締切日 毎月末日 翌月5日支払
但し、支払日が休日の場合はその日の後日に支払う
- 6 勤務 原則 月曜日から金曜日
13時30分～17時00分 祝祭日等は除く
- 7 所定外労働 契約の所定労働時間を超えて労働させることがある
- 8 守秘義務 業務上知り得たことを漏らしてはならない
- 9 契約の更新他 契約の更新をすることがある
- 10 その他 本規約に規定されていない事項については、双方の協議により定める

令和4年11月14日

甲 住所 南砺市松原新1824-3

氏名 安達 孝彦 [REDACTED]

乙 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]